

緊急事態措置の強化

- ①不要不急の外出自粛の継続
- ②営業自体の自粛の法的要請
- ③県外からの訪問者の受入自粛の徹底
- ④その他の県外との往来の自粛
- ⑤GWの帰省の自粛
- ⑥集団生活を行っている施設へのお願い
- ⑦学校の休業
- ⑧事業者等への救済の徹底

①不要不急の外出自粛の継続

1. 「3つの密」が重なる場所への外出自粛
 - ・特に、接客を伴う飲食店等の利用は厳に自粛
2. 発熱等、体調が優れない場合の外出自粛
3. 生活維持・健康維持のための外出、家族での買い物
4. 今日、どうしても必要ではない外出の自粛
5. 県外との不要不急の往来の自粛
6. できる限りテレワーク等の活用
7. 県外への通院

②営業自体の自粛の法的要請

1. 特措法による営業自体の自粛（＝「休業要請」）
を要請する施設
2. 特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設

③県外からの訪問者の受入自粛の徹底

1. 県外からの宿泊等の予約があった場合の自粛の働きかけ
2. 県外から来訪される訪問客の受入自粛

④その他の県外との往来の自粛

1. 県外との不要不急の往来の自粛
2. できる限りテレワーク等の活用
3. 対象地域への通院
4. 県外から帰省された方及び転勤された方について、2週間の自宅待機と連絡ダイヤルへの連絡をお願い

◎県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル

電話 073-441-2170

FAX 073-431-1800

(インターネットでも登録可)

<https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L>

5. ご近所の方へお願い

⑤GWの帰省の自粛

1. 本県への帰省による往來の自粛を要請
2. 県外への帰省による往來の自粛を要請
3. 上記でやむなく本県に戻られた場合は、
2週間の自宅待機と連絡ダイヤルへ登録

◎県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル

電話 073-441-2170

FAX 073-431-1800

(インターネットでも登録可)

<https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L>

4. ご近所の方へお願い

⑥集団生活を行っている施設へのお願い

1. 感染防止対策と健康観察
2. 食事の提供方法
3. 発熱等の症状が出た場合、保健所への相談・連絡
4. 施設での面会

⑦学校の休業

1. 県立学校の臨時休業

5月6日まで、臨時休業。

2. 市町村等への要請

上記と同様の措置を要請

⑧事業者等への救済の徹底

休業要請の有無に関わらず幅広く困っている方々に全力で支援・救済

- 全国に先駆けて県融資制度の要件緩和
 - 国の給付金、雇用調整助成金、中小企業生産性革命推進事業(補助金)特別枠など、ありとあらゆる制度を活用

< 支援制度のご案内 >

【個人向け】

相談内容	お問合せ先	開設時間
◆生活福祉資金の特例貸付	県 社会福祉協議会 073-435-5223 受付はお住まいの市町村の 社会福祉協議会	9:00~17:45 (月)~(金) ※祝日を除く ※市町村社協は 窓口により異なる
◆中小企業融資制度	県 商工振興課 073-441-2744	9:00~17:45 (月)~(金) ※祝日を除く

【事業者向け】